

豊川市一般廃棄物処理基本計画（案）委員意見一覧

頁	行等	関係する項目等	内容	対応
1		1－1 計画の目的	「計画の目的」 今回の改訂計画も、平成23年3月に策定した基本計画の基本方針に基づき取り組みを進めることを記載したほうがよいのではないか。	ご意見を参考に次のとおり修正させていただきます。 <修正前> また、これまでの現状と課題の整理やごみ処理状況の評価を行うとともに、新たな計画目標値の設定を行い、課題解決と目標実現のための施策を示すため、中間見直し計画を策定します。 <修正後> <u>この改訂計画は、前計画の基本方針を引き継ぎますが、ごみ処理状況を再評価し新たな目標値の設定を行うとともに、課題解決と目標実現のための施策を示します。</u>
13	表	2－3－2 資源収集の実績	資源収集量の実態のうち紙類の量の把握について 紙類は実績は平成18年度をピークに年々下がっている。有価物回収は下がり気味の横ばい傾向である。県の発表データでは類似市より少なめである。この原因を考えていたら、新聞販売店の自主回収（月1回）の量が抜けているのでは思いました。業界での自主回収も有価物回収に含めて算出すると一般的には思われるが、そのデータには回収量に含まれているのか、確認されたい。26ページの課題②の分析にもつながります。	ごみ処理基本計画での資源収集量（有価物回収を含む）は環境省で実施している一般廃棄物処理実態調査の数値を採用しております。 この実態調査では有価物回収は市の補助金等の交付等により関与しているものと定義していることから販売店や店舗による自主回収は資源収集量に含めないこととしております。 また、自主回収が進むと市の資源回収量は低下が予想されますが、ごみの総量としての削減を第1の目標としていることから資源収集量に含めないことで考えております。
15		2－4 ごみ質（組成分析結果）	他市と比較して厨芥ごみの割合はどうか。	ごみの分別方法が一律でないため他市との比較は実施しておりませんが、環境省の容器包装リサイクル法の運用のため実施している家庭ごみの分析調査結果によると、厨芥類ごみは39.5％（H25データ）となっており、ほぼ変わらないものとなっております。
15	10	2－4 ごみ質（組成分析結果）	「資源化可能なプラスチック類（容器包装材）が15.8％」とあるが、P17のグラフ2－4では「16.2％」となっている。	P17のグラフ等が正しいため、文章を16.2％に訂正させていただきます。
15	18	2－4 ごみ質（組成分析結果）	「資源化できないプラスチックが12.5％」とあるが、P17のグラフ2－5では「12.4％」となっている。	P17のグラフ等が正しいため、文章を12.4％に訂正させていただきます。
20		2－7 ごみ処理状況の評価	資源回収率の算出方法は。	資源回収率は次の式で求めています。 資源回収率＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／ごみ総排出量 ＝（8,288 t＋8,741 t＋1,969 t）／70,364 t ＝0.27

豊川市一般廃棄物処理基本計画（案）委員意見一覧

頁	行等	関係する項目等	内容	対応
23	表	3－3－1 ごみ排出量の見込み	危険ごみ　　ほぼ横ばい 豊川市では危険ごみのなかに、蛍光管、水銀体温計、乾電池等を一緒のボックスで集めています。 平成25年10月、水銀に関する水俣条約が採択され、我が国は批准に向けて国内法を整備しているところです。水銀廃棄物については、廃棄物処理法の改正で対応し、平成28年4月から施行を目指しています。（11月末時点） また、平成27年通常国会で可決・成立し平成27年6月に公布された水銀汚染防止法は、第17条において市町村の義務として「市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」としています。 平成27年2月でなされた水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）では次のように記述されています。（別添資料参照） ⇒欄外に一般廃棄物の水銀使用廃製品の規制強化により危険ごみの収集形態等が変更になるおそれがあります。を加筆したらどうでしょうか。 意見作成中に、環境省より「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」が平成27年12月1日にでました（私が入手したのは12月9日）。このガイドラインに沿って速やかに対応していただきたい。	ご意見のとおり水銀使用廃製品の対応が必要であることから60ページ「7－5－3 不適正処理の防止に関する事業」に次の取組を追記させていただきます。 また、63ページの計画実施スケジュールに追記します。 水銀添加廃製品の適正処理の推進（新規） 現在危険ごみとして回収している水銀添加廃製品（蛍光管、水銀体温計等）について、水銀が飛散しない回収方法を徹底します。また、製品に関する情報提供を促進し、適切な排出を促します。
27		第4章 課題の抽出と目標	ごみ処理経費の削減を掲げているが、プラスチック製容器包装の資源化によりコストが増加するのでは。	プラスチック製容器包装の資源化は、県内38市の内31市が実施している状況にあり、環境省の資料からもプラスチック製容器包装は、燃やすよりもリサイクルした方がごみ1 t当たりの二酸化炭素排出量が0.24 t 少なくなるとのことであります。 一方でご指摘のとおりプラスチック製容器包装の資源化には新たな分別による収集運搬や中間処理施設の整備により費用が増加し焼却ごみの削減によるコース等の使用量減など維持管理経費の削減を考慮いたしましても処理経費が増加せざるを得ません。 ただし、今後見込まれる東三河ごみ焼却施設の広域化計画に基づく新しい焼却炉の整備の面では資源化に伴い焼却施設能力のスケールダウンが図れ大きなメリットが考えられることからプラスチック製容器包装の分別収集について引き続き実施の方向で検討を進めて行きたいと考えております。
27		第4章 課題の抽出と目標	一般廃棄物の水銀使用廃製品の適正な管理の確保　の項を新設 目標⑤ 平成27年通常国会で可決・成立し平成27年6月に公布された水銀汚染防止法は、第17条において市町村の義務として「市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされ、平成27年12月1日に環境省より「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」の通知が出され、水銀使用廃製品の適正な管理の確保が求められています。 このガイドラインに沿って速やかに進め、適正な管理を推進していきます。	ご意見のとおり水銀使用廃製品の対応が必要であります。計画には上記で対応とさせていただきます。

豊川市一般廃棄物処理基本計画（案）委員意見一覧

頁	行等	関係する項目等	内容	対応
40		6－3 経費節減、適正負担に関する取 り組み	小規模処分場の早期廃止 ・・・早期の埋立終了及び廃止手続きを進めます。 ⇒・・・早期の埋立終了及び廃止手続き（廃止のための技術上の 基準に沿って）を進めます。 (理由)廃止まで浸出液が安定するまで時間がかかるため。この文 書では埋立終了で即廃止手続きと読み取られてしまう。	ご意見を参考に、次のとおり修正させていただきます。 <修正前> ・・・優先して使用し、早期の埋立終了及び廃止手続きを進めます。 <修正後> ・・・優先使用により早期に埋立を終了させ、廃止のための技術上の基準に適合 し次第、廃止手続きを進めます。
58	表	7－5－1 市で取り扱わない一般廃棄物	適正処理困難物の規定が、「廃棄物処理法第6条第3項」となっ ているが、「廃棄物処理法第6条の3」ではないか。	ご指摘のとおりですので、訂正させていただきます。
60		7－5－3 不適正処理の防止に関する事業	「排出困難者に対するサービス向上」の具体的な内容は。	一つ目として高齢者等の排出困難者への戸別収集制度を設けるものですが、対 象者や手続きの方法などについては、今後関係部署と協議を重ねながら決めてい くこととしております。 二つ目として市の指定する曜日や時間に排出することが困難な方に対して実施 している資源拠点回収事業について、場所や回数の増加などについても考えてお ります。
第2部全般			合併浄化槽 ⇒ 浄化槽（以下 すべて同じ） （理由）浄化槽法改正で平成17年5月から定義（第2条第1項）で 浄化槽とは従来の合併処理浄化槽と改められたから。 （参考）この計画の浄化槽部門で平成26年2月に市町村浄化槽 整備計画策定マニュアルがでている。	65 ページ9行目の最初の「合併処理浄化槽」を「浄化槽（合併処理浄化槽） （以下「浄化槽」という。）」とし、以後の「合併処理浄化槽」の記載を「浄化 槽」とします。 66 ページ6行目の最初の「単独処理浄化槽」を「みなし浄化槽（単独処理浄 化槽）（以下「みなし浄化槽」という。）とし、以後の「単独処理浄化槽」の記 載を「みなし浄化槽」とします。 これにより、66 ページの6行目及び7行目については、「し尿汲み取り便 層、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽から発生するし尿や浄化槽汚泥は、豊川市 処理場で処理しています。」を「し尿汲み取り便層から発生するし尿やみなし浄 化槽（単独処理浄化槽）（以下「みなし浄化槽」という。）及び浄化槽から発生 する汚泥（以下「浄化槽汚泥」という。）は、豊川市処理場で処理していま す。」に修正し、67 ページの表2－2 及び74 ページの表3－10 についても 修正します。
第2部全般			単独処理浄化槽 ⇒ みなし浄化槽（以下 すべて同じ） （理由）同上 前頁またはこの頁に合併浄化槽、単独処理浄化槽が浄化槽、みな し浄化槽になった注釈を挿入したほうが望ましい。	また、72 ページ5行目の「合併処理浄化槽整備事業」については、「合併処 理浄化槽整備事業（現行：浄化槽普及事業）」に、12行目記載の「合併処理浄 化槽整備事業」は、「浄化槽普及事業」に改めます。
66	図	図2－1 生活排水の処理フロー	集末処理場 ⇒ 終末処理場 変換ミスと思われる。	修正します。